

地方分権改革推進委員会の第2次勧告について

本日、地方分権改革推進委員会が、第2次勧告を取りまとめられた。

この勧告では、まず、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」が盛り込まれ、数多くの義務付け・枠付けについて見直しの方針が示された。これらは我々地方自治体が住民や地域のニーズに応じた施策を推進し、住民本位のより迅速な事務を執行するうえで不可欠であり、委員会の膨大な作業の成果を高く評価したい。

第3次勧告においては、これをさらに具体化する中で、廃止を基本とした見直しを行い、実効あるものとすべきである。また、国の関与全般をチェックする組織的な仕組みのあり方についても盛り込むべきである。あわせて、政省令に基づく義務付け・枠付け等についても、今後の見直しの方向性を示すことを期待する。

一方、「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」については、人員削減の具体的な数値目標や権限移譲が盛り込まれた項目もあるものの、これまで検討がなされてきた出先機関の所掌事務の多くについて明確な分権の方向性が示されていない。都道府県単位の機関すら、都道府県への事務の移譲が明示されず、ブロック単位機関へ集約・統合するとされるなど、地方分権改革の推進や二重行政の解消といった観点からは十分ではないと指摘せざるを得ない。

新たに設置する「地方振興局（仮称）」と「地方工務局（仮称）」についても、まずは出先機関の事務・権限を大幅に縮小し、地方に権限を移譲すべきである。これがなされない限り、強大な国の出先機関の創設につながることとなり、地方分権改革は進まないこととなる。

また、道路・河川の移譲可能な範囲の拡大や、道路・河川を含めた権限移譲に伴う財源や人材の確保方策等については、具体的かつ明確な勧告を行うべきである。

政府におかれては、今後この勧告を具体化するに当たっては、以上指摘した点も踏まえ、真の分権改革を実現するものとなるよう強く要請する。全国知事会としては、今後とも第二期改革の実現に全力で取り組む覚悟である。

平成20年12月8日

全国知事会会長 麻生 渡